

# たちばなこども園(幼稚部)の 保育料等について

<令和9年度 新入園・進級用>

## <案内の内容>

| 項 目                   | ページ |
|-----------------------|-----|
| 1 日中（9時から 14 時まで）の保育料 | P 1 |
| 2 預かり保育料              | P 2 |
| 3 預かり保育の無償化について       | P 3 |
| 4 給食費                 | P 4 |

## 1 日中（9時から 14 時まで）の保育料

---

小田原市立たちばなこども園（幼稚部）の保育料は無償化の対象です。

「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）」を以下のとおりご提出ください。

### （1）令和9年4月入園予定の方

➡入園決定後の面談時にお渡しする「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）」を、保護者説明会（3月頃）の際に、たちばなこども園にご提出ください。

### （2）令和9年5月以降入園予定の方

➡入園決定後の面談時にお渡しする「子どものための教育・保育給付認定申請書（1号）」を、入園時に、たちばなこども園にご提出ください。

※入園料はかかりません。実費として徴収されている費用（教材費や行事費等）は、無償化の対象外です。

## 2 預かり保育料

たちばなこども園の預かり保育を利用する予定がない方は、その他必要な手続きはありません。本項目（P2）の確認をここで終了してください。

幼稚部在園児を対象に、基本教育時間の前後や長期休業期間中の預かり保育も実施します。

### ●預かり保育 保育料（幼稚部在籍児対象）

| 実施日   | 時間            | 預かり保育料（給食費別途） |
|-------|---------------|---------------|
| 学期中   | 8：30 ～ 9：00   | 30分につき200円    |
|       | 14：00 ～ 17：00 |               |
| 長期休業中 | 9：00 ～ 17：00  |               |

※預かり保育中におやつを食べる場合には、別途おやつ代がかかります。

※長期休業中は給食費やおやつ代とは別に教材費がかかります。

### ●手続きについて

たちばなこども園の預かり保育を利用される方は「小田原市立幼保連携型認定こども園預かり保育申込書」の提出が必要です。

#### （1）令和9年4月入園予定の方

➡入園決定後の面談時にお渡しする「小田原市立幼保連携型認定こども園預かり保育申込書」を、導入保育終了までに、たちばなこども園にご提出ください。

#### （2）令和9年5月以降入園予定の方

➡入園決定後の面談時にお渡しする「小田原市立幼保連携型認定こども園預かり保育申込書」を、導入保育終了までに、たちばなこども園にご提出ください。

※年度ごとの申込みとなりますので、翌年度以降も利用される場合は改めて申込みが必要です。

### 3 預かり保育の無償化について

預かり保育の無償化を利用する予定がない方は、その他必要な手続きはありません。本項目（P3）の確認をここで終了してください。

日中の保育（14時）終了後や長期休業中に預かり保育を利用予定の方で、「保育を必要とする事由」が認定された方は、「子育てのための施設等利用給付認定」を受けることによって、預かり保育の利用料に対する給付を、後日受けることができます。（給食費及びおやつ代は給付の対象外）

#### ●上限額について

- ・月額上限額：12,300 円（月の途中の認定の場合は日割計算）
- ・日額上限額：490 円

#### ●手続きについて

##### （1）令和9年4月入園予定の方

- ➡入園決定後の面談でお渡しする「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）」及び「保護者全員の保育を必要とする事由を証明する書類」を、保護者説明会（3月頃）の際に、たちばなこども園にご提出ください。

##### （2）令和9年5月以降入園予定の方

- ➡入園決定後の面談時にお渡しする「子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）」及び「保護者全員の保育を必要とする事由を証明する書類」を、入園時に、たちばなこども園にご提出ください。

#### ●注意事項

- ・申請日（保育課収受日）より前に遡っての認定は原則いたしません。

## 4 給食費

---

給食の費用は、保育料無償化の対象外です。

ただし、下記に該当する方は、給食費のうち、おかず等に相当する「副食費」の支払いのみ免除となり、ご飯・パン等の主食費のみお支払いいただきます。

### ●副食費が免除される世帯について

- 生活保護世帯・里親に該当する世帯
- 市町村民税の所得割合計額が 77,101 円未満（年収 360 万円未満相当）の世帯
- 市町村民税の所得割合計額が 77,101 円以上（年収 360 万円以上相当）の世帯の第 3 子以降（年少から小学校 3 年生までの範囲内に子どもが 3 人以上いる場合、その中で最年長の子どもを第 1 子、その下の子から第 2 子、第 3 子とカウントし、第 3 子以降の子ども<\*>が対象です。）

\*小学校就学前の子どもは、保育所等や幼稚園などに入所している子どもをカウントします。

\*年収（所得）の判定は、市町村民税の税額で行います。

- ・令和 9 年 4 月から 8 月分は、令和 8 年度の税額
- ・令和 9 年 9 月から令和 10 年 3 月分は、令和 9 年度の税額  
（例年 8 月に年収（所得）の判定を行います。）

【問い合わせ先】  
小田原市役所 保育課  
TEL: 0465-33-1451